

# 仕様書

## 1 業務名称

令和8年度 豊かなコミュニティとマルチパートナーシップ等形成促進事業業務委託

## 2 事業の目的

- (1) 地域社会におけるコミュニティの機能低下や「公共」の分野の拡大に対処していくため、豊かな地域コミュニティの形成を促進すること。
- (2) 豊かな地域コミュニティの形成にむけ、地域団体、区民、NPO、企業、行政などさまざまな主体が多様に協働するマルチパートナーシップの形成を促進すること。
- (3) 若い世代や子どもを含むすべての区民が、未来に向かって夢と希望を持てる地域社会づくりを促進すること。
- (4) これまで地域活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代を対象として、市民相互の交流を促進し、人と人が出会い、つながる機会を作り、地域における「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与すること。

## 3 基本条件・事業の実施方針

事業実施にあたっては、上記の目標を踏まえて、単にイベントとして開催するのではなく、将来を見据えた「目標」をかけ、行程表の管理に十分留意し、広報での周知を図りながら、自主性・独立性を促すような事業を実施すること。なお、事業実施時にはリスクマネジメントを十分行うこと。また、マルチパートナーシップ形成促進にかかる取り組みを進めながら、新たな担い手の拡充についても積極的に行うこと。

## 4 発注者

大阪市住之江区役所

## 5 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 6 業務内容

### (1) 各実施事業に関すること

#### ア 「コミュニティ促進事業」に関すること

人と人との「つながり」や「きずな」の大切さを感じ、区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることを目指し、誰もが気軽に参加できるまつりを目的として実施すること。区内の地域活動協議会及び各種団体と協働し、地域内の資源や人材を活かしながら、全ての区民を対象とした「住之江区民まつり」を、より多くの団体や区民等の参画と協力を得て企画・実施すること。

#### ＜必須事業＞ 住之江区民まつり

#### 【実施業務】

- ・ 模擬店・啓発・子ども向けの遊びのブース等を設置すること
- ・ 盆踊り等の魅力があつて集客性の高い企画を含めること
- ・ 区民の障がい者スポーツへの関心を高めるような、ボッチャなど誰もが楽しめる健康づくり、体力づくりを促進するコーナー等を含めること
- ・ 各種団体等が広く参画できるような仕組みを構築し、その運営を行い、事務

- 局として参画すること。なお、実行委員会を設置する場合については、区役所と協議すること
- ・事業の企画・運営（会場設営、撤収、警備、清掃、ごみ廃棄等の環境美化を含む）を行うこと
  - ・事業の広報（チラシ、ポスター、WEB等、多様なツールの活用）を行うこと
  - ・参加者へのアンケート等を実施し、事業の効果検証を行うこと  
※アンケートの結果は区役所に提出すること
  - ・その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと

**イ 「スポーツ推進事業」に関すること**

区民の体力の向上と健康増進を目的として、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加できる、住民主体のスポーツ・レクリエーションにかかる事業を区民と協働しながら実施すること。

- (ア) 繙続的なスポーツ活動を奨励し、生涯スポーツの振興を図ることを目的として、スポーツ活動をされている方が日頃の練習の成果を発揮する場として、区内競技団体等と協働のうえ軟式野球大会などの競技大会事業を実施すること。

〈必須事業〉 広く区民が参加できる種目の大会を5大会以上実施すること。

(例:令和7年度の実施事業（予定を含む）)

卓球大会、硬式テニス大会、柔道大会、剣道大会、グランドゴルフ大会、ゲートボール大会、軟式野球大会（少年・一般）

- (イ) 区民の誰もが参加できるスポーツ推進事業を、より多くの団体や区民等の参画と協力を得て企画・実施すること。

(例:令和7年度の実施事業（予定を含む）)

区民ハイキング、区民マラソン大会等

**【実施業務】**

- ・各種団体等との連絡調整を行うこと
- ・参加者の募集を行うこと
- ・事業の広報（チラシ、ポスター、WEB等、多様なツールの活用）を行うこと
- ・事業における会場使用手続き及び運営物品の整備等を行うこと
- ・参加者へのアンケート等を実施し、事業の効果検証を行うこと  
※アンケートの結果は区役所に提出すること
- ・その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと

**ウ 「文化振興事業」に関すること**

区民の日頃積み重ねた成果を発表する場や、気軽に文化・芸術に接する機会として誰もが参加でき、実りのある文化・芸術に親しめる事業を区民と協働しながら実施すること。

〈必須事業〉 区民ギャラリー

**【実施業務】**

- ・住之江区役所1階にあるギャラリーを利用し、年に24回（1団体2週間程

度)を目安として作品展示を行うこと

- ・参加者の募集を行うこと
- ・事業の広報(チラシ、ポスター、WEB等、多様なツールの活用)を行うこと
- ・住之江区役所庁舎内及び敷地内掲示物(ポスター・チラシ等)掲示要項第2条第2項の各号に該当するものを起用しないこと
- ・事業における運営物品の整備等を行うこと
- ・その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと

## エ 「子どもの健全育成事業」に関するこ

子どもたちの自主的・主体的な参加型のイベントを大人たちが支援しながら開催することにより、子どもたちに文化・芸術への関心や地域への愛着を育み、地域における児童・青少年の健全育成を目指した事業を実施すること。

(例: 令和7年度の実施事業(予定を含む))

住之江区こどもまつり、さざぴー音楽祭、たこあげ大会等

### 【実施業務】

- ・各種団体等が広く参画できるような仕組みを構築し、その運営を行い、事務局として参画すること。なお、実行委員会を設置する場合については、区役所と協議すること
- ・事業の企画・運営(会場設営、撤収、警備、清掃、ごみ廃棄等の環境美化を含む)を行うこと
- ・事業の広報(チラシ、ポスター、WEB等、多様なツールの活用)を行うこと
- ・参加者へのアンケート等を実施し、事業の効果検証を行うこと  
※アンケートの結果は区役所に提出すること
- ・その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと

## (2) 豊かな地域コミュニティとマルチパートナーシップ等形成促進業務

この業務の実施に当たっては、地域活動協議会の自律的な地域運営に向けた、「大阪市住之江区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】」受注者と連携して行うこと。

### 【実施業務】

企業・NPO・学校等との連携・協働に向けた支援において、人的資源の掘り起こし、つながりづくり、ネットワークづくりなどに最大限活用するとともに、この業務の実施によって上記(1)の行事の幅を広げ、これらの相乗効果のもと本事業の目的を達成すること。

## 7 事業の実施に関するこ

- (1) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (2) 開催時の状況に応じた感染症等の拡大防止対策を講じること。  
また、自然災害や感染症拡大などの理由により、事業の全部又は一部を実施できない場合は、効果的にITを活用するなどその手法や運営方法等について、各関係団体等の意見も踏まえ、区役所に速やかに事業計画書の再提出を行い協議すること。
- (3) 業務の実施にあたり、区役所と協働して実施することでより大きな効果が見込まれるものや、部分的に区役所が直接行う方が効率的であると区役所が認めるものについては、協議のうえ分担を決定すること。
- (4) そのほか本業務の実施にあたり必要な事項は、区役所と十分協議のうえ決定す

ること。

- (5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受注者において適宜協議、調整を行い決定すること。

## 8 事業検討会議について

実施した事業の振り返りと、次の事業企画について検討することを目的として事業検討会議を随時開催するので、これに必ず参加すること。

## 9 備品の取扱いについて

- (1) 備品（1件の購入金額が50,000円を超える物品及び雑誌や定期刊行物等を除く購入価格が5,000円を超える図書をいう。以下同じ。）を購入する必要が生じたときは、本業務委託料による執行分であるか明確にするとともに、事前に区役所の承認を得ること。
- (2) 原則として、備品の所有権は購入時点において区役所に帰属するものとするが、1件の購入価格が100,000円以下の備品については、協議の上受注者が所有権を得ることができる。
- (3) 購入後は、証拠書類等の提出を行うこと。
- (4) 区役所が所有する備品を借用するときは借用申込書を提出し承認をうけ、借り受け後は借用書を提出すること。
- (5) 借用書に定めた借用期間が満了し、又は使用する必要がなくなったとき若しくは本契約を解除されたときは、当該備品を区役所に返還すること。

## 10 研修の実施について

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

## 11 事業計画及び事業報告並びに事業引継ぎ書について

- (1) 契約後速やかに事業計画書を作成し、区役所に書面で提出すること。
- (2) 事業終了後20日以内に事業報告書・収支報告書を作成し、区役所に書面で提出すること。
- (3) 事業報告書においては、各実施事業の事業報告に加えて、上記10についての実施概要を記載すること。
- (4) 全事業を通じての効果検証を行い、契約満了後20日以内に結果を区役所に書面で提出すること。
- (5) 収支報告書には、本事業を運営するにあたり生じたすべての収入及び支出を記載すること。
- (6) 事業終了10日前までに、事業引継ぎ書を作成し、区役所に書面で提出すること。ただし、次年度も本事業を受託する場合は不要である。

## 12 委託料の支払いについて

- (1) 契約期間内に業務を完了した後、区役所による内容の検査を経て、業務委託料を支払うものとする。ただし、必要があると認める場合は、概算払いに関する特約条項により前払いによる業務委託料の概算支払い（以下「前払い」という。）を請求することができるものとする。
- (2) 前払いを受けたときは、当該業務完了後、速やかに精算書を作成し、当該業務完了後20日以内に区役所に提出しなければならない。

- (3) 受注者は、区役所が精算書の内容を精査し、当該精算により剩余又は不足が生じて いると認める場合には、当該精算書を提出した日から 20 日以内に当該剩余金を区役 所が交付する納付書により納付し、又は当該不足額に係る請求を行わなければならな い。ただし、当該不足額に係る請求は、業務委託料を超えて行うことができない。

#### 13 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部 分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、業 務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を いい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務 の再委託にあたっては、区役所の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により 区役所の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものにつ いては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務委託において は、区役所は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の 性質上、これを超えることがやむを得ないと区役所が認めたとき、又は、コンペ方式 若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下再委託等という。）に付する場合書 面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相 手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。  
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間 中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けて いる者であってはならない。  
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相 手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型） 第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて区役所に提出しな ければならない。

#### 14 担当・問合せ先

住所 大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号  
名称 大阪市住之江区役所協働まちづくり課  
電話 06-6682-9734  
FAX 06-6686-2040  
メールアドレス tt0002@city.osaka.lg.jp